

観音寺市長 宛て

現況届

届出人 (補助金 受給者)	ふりがな		連絡先	日中連絡の取れる電話番号
	氏名			( ) -  (必ず記入してください。)

現在の住所	〒 -
-------	-----

就業に関する要件（一般・専門人材）、テレワークに関する要件、関係人口に関する要件又は起業に関する要件について、現在の状況（個人事業主を含む。）を次に記載すること。

要件確認欄 (該当箇所にチェックを入れてください。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業に関する要件（一般・専門人材）の場合 週20時間以上の無期雇用契約の変更 <input type="checkbox"/>該当する。 <input type="checkbox"/>該当しない。</li> <li>・テレワークに関する要件の場合 週20時間以上のテレワーク実施状況の変更 <input type="checkbox"/>該当する。 <input type="checkbox"/>該当しない。</li> <li>・関係人口に関する要件の場合 就労状況の変更 <input type="checkbox"/>該当する。 <input type="checkbox"/>該当しない。</li> <li>所属する自治会からの退会 <input type="checkbox"/>該当する。 <input type="checkbox"/>該当しない。</li> <li>・起業に関する要件の場合 事業継続状況の変更 <input type="checkbox"/>該当する。 <input type="checkbox"/>該当しない。</li> </ul>
証明欄 (就業の場合のみ 就業先からの証明 が必要です。)	<p>この者は、次のとおり勤務していることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(就業年月日)</p> <p>(所在地)</p> <p>(名称)</p> <p>(代表者名) <span style="float: right;">⑩</span></p> <p>(電話番号)</p> <p>(担当者)</p>

#### 備考

- 1 観音寺市に補助金の申請日の属する年度の次年度から5年を経過するまで、毎年3月1日から3月31日までの間に、この現況届を提出してください。
- 2 立入調査等を拒否する場合など、本市での居住が確認できない場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じる場合があります。
- 3 補助金の申請日から5年以内に本市から転出する場合は、補助金の返還対象になります。